一般社団法人岸和田シティプロモーション推進協議会

会　則（案）

第　1　章　　総　　則

【総　則】

第１条　本協議会の運営についての細則は本規定の定めるところによる。

第　2　章　　会　　員

【会　員】

第２条　当協議会の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

【会員の区分】

第３条　当会の会員の区分は以下の通りとする

①正会員　本会の目的に賛同して入会した個人又は団体（複数名の場合は代表する者１名とし、それ以外は個人会員としての登録とする)。理事メンバーとして法人又は団体が入る場合は、代表者１ 名を特定する。

②賛助会員　本会の目的に賛助するために入会した個人又は団体（複数名の場合は代表する者１名）で、本協議会運営に協力する者。

２　本協議会の目的に賛同する者であれば、その所属地域については問わないものとする。

【入　会】

第４条　正会員として入会しようとする者は、正会員１名の推薦を受け、所定の申込書を理事会に提出し、その承認を得て入会する。

２　入会金については特に定めない。

３　理事会は本協議会に参画することが望ましい個人・団体について、理事会推薦として正会員に提案することができる。

４　賛助会員として入会しようとする者は、正会員１名の推薦を受け、所定の申込書を理事会に提出し、その承認を得て入会する。

【退　会】

第５条　退会しようとする者は、所定の退会届を理事会に提出し受理をもって退会することができる。

２　会計年度途中での退会者については、その年度の納入済会費は返還しないものとする。

【会　費】

第６条　以下に定める年会費を所定の期日までに事務局に納入しなければならない。

２　会計年度途中で入会した者は、理事会承認後１ケ月以内に、年会費全額を事務局に納入しなければならない。

３　年会費は下記のごとくとし、総会において、その額の変更が行えるものとする。

①　正会員 年会費５，０００円とする。

② 賛助会員 年会費１０，０００円とする。

【除　名】

第７条　当会の規律を著しく乱したり、名誉を傷つけたりした場合、理事会の決議により除名することができる。

２　会計年度末までに会費の納入がなく、また納入の意思が確認できない場合は、理事会の承認を得て除名することができる。

第　3　章　　プロジェクト

【プロジェクト】

第８条　当会にて行う事業は、プロジェクトを立ち上げて行うものとする。

２　プロジェクトは理事会からの承認を得て、設置及び閉鎖することができる。

３　理事会に事業計画及び事業予算を上程し、承認の上、事業を実行する。

４　プロジェクト終了後は事業報告及び決算報告を理事会に上程し、承認を得るものとする。

【プロジェクトの構成】

第９条　プロジェクトはプロジェクトリーダー１名、サブリーダー複数名、その他メンバーで構成し、プロジェクトの企画立案及び運営を行う。

【ワーキングサポーター】

第 10 条　委員会には、その事業における専門性を高めるためのワーキングサポーター

（会員外）を、委員会決議により任意に招集することができる。

２　ワーキングサポーターは他の委員会と連携することも可能とする。

第　4　章　　会員総会

【構　成】

第 12 条　会員総会は、すべての会員をもって構成する。

【権　限】

第 13 条　会員総会は、次の事項について決議する。

①　事業計画及び事業報告の承認

②　その他総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

【開　催】

第 14 条　会員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会については必要に応じて開催する。

【招　集】

第 15 条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

【議　長】

第 16 条　会員総会における議長は、会長がこれに当たる。会長に事故がある場合には、当該総会において議長を選出する。

【議決権】

第 17 条　会員総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

【決　議】

第 18 条　会員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

①　役員の解任

②　その他法令で定められた事項

【議事録】

第 19 条　総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長および指名された署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役　員

【役員の設置】

第 20 条　当会に、次の役員を置く。

① 会長（代表理事）
② 副会長　５名以内
③ 監事　２名以内
④ 理事
⑤ 事務局長
⑥ 会計理事

【役員の選任】

第 21 条　前項役員は、総会の決議によって専任する。

【役員の任期】

第 22 条　役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

２　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

３　補欠として選任された役員の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。

【役員の解任】

第 23 条　役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

【理事会の参加】

第 24 条　当会則第 20 条に定める役員は定款第 6 章に定める理事会に出席し、決議に参加するものとする。

第 6 章　付 則

【附　則】

第 25 条　この会則の変更修正は、理事会の承認をもって行うものとする。

第 26 条　この会則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

【附　則】

１．令和 5 年 5 月 23 日、一部条文の追加及び変更、施行。

（１）　変更　第三章　委員会を削除しプロジェクトを追加

（２）　変更　第五章　役員を変更